

## 期限

・新たに創設された加算、・前年度実績等により4月から変更が生じる加算

① 4月15日（月）必着までに提出→4月から算定

② 4月30日（火）必着まで→4月から算定

（②の場合、データ反映は5月以降となるため、翌月請求や過誤調整が必要になる）

令和6年度報酬改定により新たに創設された加算や、既存の加算で区分が新設されたものを算定する場合は、届出が必要になりますので、ご注意ください。届出がない場合は、算定が出来ません。区分の変更等がない場合は、届出は不要です。

以下のサービスについては、報酬改定により届出をしなければならない事業所が多いと思われるので、例としてお示しいたします。

① 生活介護：定員規模、人員配置区分、常勤看護職員等配置

② 共同生活援助：人員配置体制加算

※介護サービス包括型における人員配置区分の4：1、5：1の区分は削除されている為、人員配置体制加算の届出が必要になる事業所は多いと思われるので必ずご確認ください。